

小規模事業者持続化補助金

経営計画作成支援 個別相談会

～専門家と一緒に補助金申請書を作ろう!～

経営計画に基づいて行う **販路拡大等**の取り組みに対して

50万円

 を上限に補助金がでる!

※補助金制度には審査があります。内容につきましては、裏面をご覧ください。

経営計画とは、自社がこれからどういう経営を行っていくのか？ また、どういう方針で進むのか？ など、未来のビジョンを示す計画です。

なお、すでに公募がはじまった「小規模事業者持続化補助金」を活用するためには、経営計画書の作成が必須となります。そこで、持続化補助金の申請書にあたり、その作成のポイントやその他お困りのことがございましたら、個別にご相談対応いたします。

◆日 時 **4月15日（金） 午後1時～4時**

◆場 所 習志野商工会議所 会議室

◆主な相談内容

- 補助金申請書の作成方法、申請にあたり注意すべきポイント
- 作成した補助金申請書の内容を確認し、ブラッシュアップ他

◆受講対象 小規模事業者

◆受講料 会員無料（会員外 1,000 円） ◆定員 10名

習志野商工会議所 中小企業支援室 行

【FAX】 047-452-6744

小規模事業者持続化補助金 相談会 参加申込書

事業所名			住所		
氏 名			業 種		
			従業員数	人	
T E L			F A X		
相談希望 時間帯	13時～	14時～		15時～	

*お申込み時にお預かりいたしました個人情報は、当セミナー開催における連絡及びセミナー情報の提供以外の目的には使用いたしません

小規模事業者持続化補助金

◇経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し**50万円**を上限に補助金

(補助率:2/3)が出ます

- ・雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者については100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

◇計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。

《対象となる取り組みの例》

① 広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

【概要】 ※詳細は特設ウェブサイトに掲載の公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円（雇用の増加を伴う取り組み、または従業員の処遇改善に取り組む事業者、あるいは買い物弱者対策に取り組む事業者は上限100万円）

*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆受付の手続き期限等

日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切	5月13日（金）
採択結果公表	7月上旬（予定）
実施期限	交付決定通知書受領後から11月30日（水）まで